

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区水道法施行細則の一部を改正する規則(72)	2
児童手当事務取扱細則の一部を改正する規則(73)	2
江東区中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則(74)	19
江東区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則(75)	20
江東区私立幼稚園施設整備資金融資基金条例施行規則の一部を改正する規則(76)	20
江東区清掃リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則(77)	20
江東区浄化槽法施行細則の一部を改正する規則(78)	21
江東区用品調達基金条例施行規則の一部を改正する規則(79)	21

◎訓 令

江東区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部改正(12)	24
---	----

◎告 示

第 3 回区議会定例会の招集について(331)	37
保管自転車の処分について（令和 6 年 9 月上期）(337)	37
道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表及び道路掘削復旧費徴収単価表の改定について(347)	37
特別区道路線の供用開始について(348)	43
特別区道路線の区域の変更について(349)	45
令和 6 年度補正予算（第 3 号）の公表(350)	47
令和 6 年度高齢者インフルエンザ予防接種の告示について(352)	53
指定納付受託者の指定について(353)	61
指定納付受託者の指定について(354)	61
指定納付受託者の指定について(355)	61
指定納付受託者の指定について(356)	61
指定居宅介護支援事業所の廃止について(357)	61

指定居宅介護支援事業所の廃止について(358)	62
指定地域密着型サービス事業所の廃止について(359)	62
指定居宅介護支援事業所の廃止について(361)	62
江東区男女共同参画推進センター使用料の収納事務に係る私人委託について(363)	62
令和 6 年新型コロナウイルスワクチン接種の告示について(364)	63
保管自転車の処分について（令和 6 年 9 月下期）(365)	72
指定居宅介護支援事業所の指定について(366)	72
特定子ども・子育て支援施設等の確認について(367)	72

◎告 示（教）

令和 6 年第 4 回江東区教育委員会臨時会の招集(14)	73
-------------------------------------	----

◎告 示（監）

住民監査請求に係る監査の結果の公表(11)	73
-----------------------------	----

◎区 議 会

区議会議決事項	74
（令和 6 年第 3 回定例会）	

規	則
---	---

江東区水道法施行細則の一部を改正する規則を
公布する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 7 2 号

江東区水道法施行細則の一部を改正する規則

江東区水道法施行細則（平成 1 6 年 3 月江東区規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 5 号様式中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区水道法施行細則の別記第 1 5 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

児童手当事務取扱細則の一部を改正する規則を
公布する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 7 3 号

児童手当事務取扱細則の一部を改正する規則

児童手当事務取扱細則（昭和 6 3 年 3 月江東区規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（法附則第 2 条第 1 項の給付を含む。以下同じ。）」を削る。

第 2 条第 1 号中「ときは、」の次に「その」を加え、同条第 2 号中「軽微、かつ、」を削り、「において、これを」を「であって、これが軽微なものであり、かつ、」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号中「の交付」の次に「及び返納」を加える。

第 4 条中「第 1 3 条」の次に「の規定」を、「及び」の次に「その」を加える。

第 6 条第 1 項中「（省令第 1 5 条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第 2 項中「の支給事由」を「に対する児童手当の支給事由」に改める。

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「（省令第 1 5 条において準用する場合を含む。）」を削り、

同項第 1 号中「（省令第 1 5 条において準用する場合を含む。第 1 5 条第 1 項を除き、以下同じ。）」を削り、「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「添付書類に」の次に「容易に」を加え、同号ア中「認定請求書を」の次に「請求者に」を加え、「当該通知書を」を「その認定請求書に」に改め、同号アただし書中「、保留することとし」を削り、同号ウ中「又はイ」の次に「の規定」を加え、同項第 3 号中「によって」を「により請求者に」に、「同号の規定による」を「認定請求書の」に改め、同項第 4 号中「住民票関係情報」を「住民票関係情報等」に、「一般受給資格者の、」を「請求者の個人番号を、並びに」に改め、「場合の」の次に「請求者の」を、「同じ。）を」の次に「、それぞれ」を、「もって」の次に「認定請求書の」を加え、同条第 2 項第 1 号中「第 9 条第 2 項を除き、」を削り、「によって」を「により」に、「次の点」を「次のアからセまで」に改め、同号ア中「それら請求者以外の者についても法第 5 条第 1 項又は附則第 2 条第 1 項に規定する所得」を「これらの者の前年の所得（1 月から 5 月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）」に改め、同号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該所得は、その生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する市町村住民税又は特別区民税に係る総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額とする。

第 7 条第 2 項第 1 号イ中「（省令第 1 5 条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を削り、「規定に基づき添付される」を「添付書類（」に、「記載されたもの」を「記載されたもの）」に改め、「により」の次に「、別居監護の状況」を加え、同号ウ中「（省令第 1 5 条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削り、「、海外留学」を「省令第 1 条の 4 第 2 項第 2 号の添付書類（海外留学）」に、「書類その他の省令第 1 条の 4 第 2 項第 2 号の規定に基づき添付される書類」を「書類等）」に改め、同号コ中「3 歳に満たない児童」を「三歳未満支給対象児童」に、「第 6 条第 1 項第 1 号イ」を「第 6 条

第2項第5号」に、「健康保険証の写し」を「年金加入証明書」に改め、同号コを同号サとし、同号ケ中「、請求者との監護要件及び生計要件等」を「及び請求者が支給要件に該当するか」に改め、同号ケを同号コとし、同号ク中「0331」を削り、「児童手当の受給資格に係る申立書」を「DVのため住民票上の住所地と異なる市町村に居住している旨の申立書」に改め、同号クを同号ケとし、同号キを同号クとし、同号カを同号キとし、同号オ中「したときは、」の次に「省令第1条の4第2項第5号の添付書類（」を加え、「書類その他の省令第1条の4第2項第5号の規定に基づき添付される書類」を「書類等）」に改め、「しているときは、」の次に「当該児童の状況が分かる書類（」を加え、「入寮証明書その他の当該児童の状況が分かる書類」を「入寮証明書等）」に改め、「イにより」の次に「別居監護の状況等を」を加え、同号オを同号カとし、同号エ中「したときは、」の次に「省令第1条の4第2項第4号の添付書類（」を加え、「戸籍抄本その他の省令第1条の4第2項第4号の規定に基づき添付される書類」を「戸籍抄本等）」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 請求に係る第三子以降算定額算定対象者（法第6条第2項第2号に規定する第三子以降算定額算定対象者をいう。以下同じ。）が日本国内に住所を有しない場合は、省令第1条の3の2第3項に規定する理由に該当するか否かを省令第1条の4第2項第12号の添付書類（海外留学に関する申立書、留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等）により確認すること。

第7条第2項第1号に次のように加える。

シ 請求に係る第三子以降算定額算定対象者があるときは、省令第1条の4第2項第10号の添付書類（監護相当・生計費の負担についての確認書）により、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びに生計費の相当部分についての負担の状況等を確認すること。

ス 請求に係る第三子以降算定額算定対象者のうちに江東区の区域外に住所を有する者（延長者等（法第6条第2項第2号に規定する延長者等をいう。以下同じ。）を除く。）があるときは、省令第1条の4第2項第11号の添付書類（当該者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、

当該者が世帯主である場合にはその旨、当該者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの）により当該者が属する世帯の状況等を確認すること。

セ 請求に係る第三子以降算定額算定対象者が延長者等に該当する者でないことを、監護相当・生計費の負担についての確認書により確認すること。

第7条第2項第2号中「によって」を「により行う審査において」に、「又はエからカまで」を「、オ、カ、キ及びケ」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「の額」を「の支給額」に改め、同項第2号中「児童手当（特例給付）認定通知書」を「児童手当認定通知書」に、「請求者」を「受給者」に改め、同項第5号中「同居父母以外に」を「当該同居父母以外に」に、「連絡し、児童手当（特例給付）における同居父母に係る認定について（通知）」を「連絡するとともに、児童手当における同居父母に係る認定について（通知）」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「児童手当（特例給付）認定請求却下通知書」を「児童手当認定請求却下通知書」に改める。

第8条第1項中「例により」を「規定の例により」に改め、同条第2項第1号中「によって」を「により」に、「この場合においては」を「特に」に改め、「第1条の2第1項に規定する」の次に「期間以内の児童自立生活援助（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項の児童自立生活援助をいう。）が行われている者、省令第1条の2第2項に規定する」を加え、「同条第2項から第4項までに規定する」を「同条第3項から第5項までに掲げる」に改め、「の入所」の次に「若しくは入院」を加え、「施設入所等児童」を「、施設入所等児童」に改め、同項第2号中「によって」を「により行う審査において」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 児童のうちに三歳未満施設入所等児童（法第6条第2項第9号に規定する三歳未満施設入所等児童をいう。）がない受給者については、年金加入証明書等の添付書類又は公簿等により被用者又は被用者等でない者の別の確認を行う必要がないこと。

第8条第3項中「によって」を「により」に、「の額」を「の支給額」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「（省令第

15 条において準用する場合を含む。)」を削り、同項第 1 号中「によって」を「により」に改め、同条第 2 項ただし書を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「の額」を「の支給額」に、「決定し」を「決定するとともに」に改め、同項第 1 号中「その他所要の事項及び」を「及び新たに算定対象となった第三子以降算定額算定対象者の氏名並びに」に、「の額」を「の支給額」に改め、同項第 2 号中「児童手当（特例給付）額改定通知書」を「児童手当額改定通知書」に改め、同条第 4 項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「の額」を「の支給額」に改め、同項第 2 号中「児童手当（特例給付）額改定請求却下通知書」を「児童手当額改定請求却下通知書」に改める。

第 10 条第 1 項中「（省令第 15 条において準用する場合を含む。）」を削り、「前条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同項第 1 号中「に係る記録」を「又は第三子以降算定額算定対象者」に、「の額」を「の支給額」に改め、同条第 3 項中「によって」を「により」に、「ものと認めた」を「ことを確認した」に、「受給者情報」を「児童手当受給者情報」に改める。

第 11 条第 1 項中「この条」の次に「及び第 33 条」を加え、「例により」を「規定の例により」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「の額」を「の支給額」に、「決定し」を「決定するとともに」に改め、同項第 1 号中「その他所要の事項」を削り、「の額」を「の支給額」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「の額」を「の支給額」に改める。

第 12 条第 2 項及び第 3 項中「によって」を「により」に改める。

第 13 条第 2 項中「によって」を「により」に、「処理」を「審査」に改め、同条第 3 項中「によって」を「により」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 第 2 項の規定により審査した結果、法第 4 条第 2 項又は第 3 項の児童の生計を維持する程度の高い者に該当すると認められる者に対する児童手当は、原則として、当該審査をした年の 8 月から翌年 7 月まで支給するものとする。

第 13 条第 5 項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同項第 1 号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項第 2 号中「児

童手当（特例給付）支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に改め、同条第 6 項中「（法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。第 25 条において同じ。）」を削る。

第 14 条第 1 項中「によって」を「により」に改める。

第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「によって」を「により」に改め、同条第 3 項中「によって」を「により」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第 4 項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同項第 1 号中「引き続いて」を「引き続き」に改める。

第 16 条各号列記以外の部分中「（省令第 15 条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第 1 号及び第 2 号中「に係る記録」を削る。

第 17 条中「若しくは第 4 項（これらの規定を省令第 15 条において準用する場合を含む。）」を「第 4 項」に改める。

第 18 条中「（省令第 15 条において準用する場合を含む。）」を削る。

第 19 条中「（これらの規定を省令第 15 条において準用する場合を含む。）」を削る。

第 20 条各号列記以外の部分中「（省令第 15 条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第 1 号中「引き続いて」を「引き続き」に改める。

第 21 条の見出し中「消滅」を「消滅等」に改め、同条各号列記以外の部分中「によって児童手当の額」を「により児童手当の支給額」に改め、同条第 1 号中「の額」を「の支給額」に改め、同号ア中「児童」の次に「又は第三子以降算定額算定対象者」を加え、同条第 2 号ア中「定める」を「規定する」に改め、同号ウ中「支給対象」を「一般受給者に係る支給対象」に、「その父母等」を「当該一般受給者」に改め、同号エ中「支給対象の児童」を「施設入所等児童」に、「里親等又は施設設置者」を「施設等受給者」に改め、同号キを削り、同号ク中「アからキ」を「アからカ」に改め、同号クを同号キとし、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 一般受給者（法第 6 条第 3 項の第三子以降算定額を受給している者に限る。）であって、支給対象児童のうちに 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過する者があることにより、前項の職権による支給額の改定をすることとなるものに対しては、特に注意を払い、当該児童が同日の翌日以後、第三子以降算定額算定対象者となる場合には、監護相

当・生計費の負担についての確認書の提出が必要となる旨を周知徹底するものとする。

第 2 3 条第 5 項中「し、児童手当（特例給付）支払通知書（別記第 1 4 号様式）又は児童手当支払通知書（施設等受給者用）（別記第 1 5 号様式）により受給者に送付」を削り、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、法第 8 条第 4 項ただし書の規定による児童手当の支払を行う場合は、児童手当（特例給付）支払通知書（別記第 1 4 号様式）又は児童手当支払通知書（施設等受給者用）（別記第 1 5 号様式）により受給者に送付するとともに、受給者情報に支払金額及び支払年月日を記録するものとする。

第 2 4 条各号列記以外の部分中「（省令第 1 5 条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第 2 号ア中「（法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。）」、「中学校修了前の」及び「（以下この条において「中学校修了前の児童であった者」という。）」を削り、「児童手当（特例給付）未支払支給決定通知書」を「児童手当未支払支給決定通知書」に改め、同号ウ中「中学校修了前の」を削り、同条第 3 号ア中「中学校修了前の」を削り、「児童手当（特例給付）未支払請求却下通知書」を「児童手当未支払請求却下通知書」に改め、同号ウ中「中学校修了前の」を削る。

第 2 5 条第 1 項第 2 号中「児童手当（特例給付）支払差止通知書」を「児童手当支払差止通知書」に改める。

第 2 6 条第 1 号ア中「児童手当（特例給付）支払差止通知書」を「児童手当支払差止通知書」に改める。

第 3 0 条第 1 項中「（法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削り、同条第 2 項各号列記以外の部分中「（省令第 1 5 条において準用する場合を含む。）」を削り、同項第 1 号中「（法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。）」及び「（これらの規定を法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削る。

第 3 1 条各号列記以外の部分中「児童手当（特例給付）個人番号変更等申出書」を「児童手当個人番号変更等申出書」に改め、同条第 1 号中「若しくは個人番号又は児童の個人番号」を「及び個人番号、児童の個人番号又は第三子以降算定額算定対象者の個人番号」に改める。

第 3 3 条各号列記以外の部分中「それぞれ」を削り、同条第 3 号中「認定請求書」の次に「及び認定請求書（施設等受給資格者用）」を加え、同条第 6 号中「額改定認定請求書」の次に「及び額改定認定請求書（施設等受給者用）」を加える。

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

児童手当認定通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当については、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認 定 に 関 す る 事 項									
1 認定番号	第 号								
2 支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3 歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3 歳以上)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(第 3 子以降)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3 歳未満)	人	(3 歳以上)	人	(第 3 子以降)	人	計	人
(3 歳未満)	人								
(3 歳以上)	人								
(第 3 子以降)	人								
計	人								
3 手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3 歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3 歳以上)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(第 3 子以降)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	(3 歳未満)	円	(3 歳以上)	円	(第 3 子以降)	円	計	円
(3 歳未満)	円								
(3 歳以上)	円								
(第 3 子以降)	円								
計	円								
4 支給開始年月	年 月 分から								
5 振込先口座	銀行名 支店名								

なお、この処分に不服のあるときは、裏面のとおりに審査請求又は取消しの訴えをすることができます。

お問合せ先

（裏面）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 4 号様式中「（特例給付）」を削る。

別記第 5 号様式中「児童手当（特例給付） 認定請求却下通知書」を「児童手当認定請求却下通知書」に改める。

別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第 6 号様式 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

児童手当認定通知書 (施設等受給資格者用)

年 月 日付で請求のありました児童手当については、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認 定 に 関 す る 事 項

1 認定番号	第 号						
2 支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	計	人
(3歳未満)	人						
(3歳以上)	人						
計	人						
3 手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	計	円
(3歳未満)	円						
(3歳以上)	円						
計	円						
4 支給開始年月	年 月 分から						
5 支給対象児童の氏名及び生年月日	(※)						
6 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由	(※)						

(※) 5及び6については、この通知書の別紙をご確認ください。

施設等の名称

施設等の名称種類

なお、この処分に不服のあるときは、裏面のとおり審査請求又は取消しの訴えをすることができます。

お問合せ先

児童手当 裏面

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(別紙)

No.	支給対象 (※)	児童の氏名	生年月日	支給対象とならなかった理由
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(※) 支給対象とならなかった児童は、支給対象に「対象外」と印字されています。

別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

江東区長

児童手当額改定通知書

児童手当の額の改定については、下記のとおり改定しましたので通知します。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項									
1 認定番号	第 号								
2 改定後の支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(第3子以降)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	(第3子以降)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上)	人								
(第3子以降)	人								
計	人								
3 改定後の手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(第3子以降)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	(第3子以降)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上)	円								
(第3子以降)	円								
計	円								
4 改定年月	年 月 分から								
5 改定（ ）の理由	（ ）								

なお、この処分に不服のあるときは、裏面のとおりに審査請求又は取消しの訴えをすることができます。

お問合せ先

(裏面)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 9 号様式中「児童手当（特例給付） 額
改定請求却下通知書」を「児童手当額改定請求却
下通知書」に改める。

別記第 10 号様式を次のように改める。

別記第 10 号様式（第 11 条関係）

第 年 月 日

様

江東区長

児童手当額改定通知書（施設等受給者用）

児童手当の額の改定については、下記のとおり改定しましたので通知します。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項		
1 認定番号	第	号
2 改定後の支給対象児童数	(3歳未満)	人
	(3歳以上)	人
	計	人
3 改定後の手当月額	(3歳未満)	円
	(3歳以上)	円
	計	円
4 改定年月	年 月 分から	
5 増額又は減額の対象となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由	(※)	
6 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定の理由	(※)	
(※) 5及び6については、この通知書の別紙を御確認ください。		

施設等の名称

施設等の名称種類

なお、この処分に不服のあるときは、裏面のとおりに審査請求又は取消しの訴えをすることができます。

お問合せ先

児童手当 裏面

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第12号様式中「児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に、「（特例給付）の支給事由」を「の支給事由」に改める。

別記第16号様式中「児童手当（特例給付）未支払支給決定通知書」を「児童手当未支払支給決定通知書」に、「（特例給付）の支給」を「の支給」に改める。

別記第18号様式中「児童手当（特例給付）未支払請求却下通知書」を「児童手当未支払請求却下通知書」に、「（特例給付）の支給」を「の支給」に改める。

別記第20号様式中「児童手当（特例給付）支払差止通知書」を「児童手当支払差止通知書」に、「（特例給付）の支払」を「の支払」に改める。

別記第25号様式及び別記第26号様式を次のように改める。

別記第 2 5 号様式（第 3 0 条関係）

整理番号：

児童手当 寄附変更 寄附撤回 申出書

認定番号：

江東区長 殿

児童手当法第 2 0 条の規定に基づいて行った寄附の申出について、以下のとおり申し上げます。

申出の別	☐ 寄附の変更	☐ 寄附の撤回
------	--------------------------------	--------------------------------

寄附の変更の場合

寄附の変更の内容		
☐ 児童手当の全部 ※各月の手当額の全部を寄附	計 円	
☐ 児童手当の一部 ※各支払期月毎に右の額を寄附	年 4 月支払期 (2 月分～ 3 月分)	計 円
	年 6 月支払期 (4 月分～ 5 月分)	計 円
	年 8 月支払期 (6 月分～ 7 月分)	計 円
	年 1 0 月支払期 (8 月分～ 9 月分)	計 円
	年 1 2 月支払期 (1 0 月分～ 1 1 月分)	計 円
	年 2 月支払期 (1 2 月分～ 1 月分)	計 円

年 月 日

住所 _____
氏名 _____

別記第 2 6 号様式 (第 3 1 条関係)

児童手当個人番号変更等申出書

江東区長 殿

私は、児童手当の受給に関する個人番号の変更等について、以下のとおり申し出ます。

1 個人番号の変更等を申し出る事由

- (1) 受給者の個人番号が変更されたため。
- (2) 配偶者等（2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。））の個人番号が変更されたため。
- (3) 児童の個人番号が変更されたため。
- (4) 児童の兄弟等の個人番号が変更されたため。
- (5) 離婚等により、配偶者等の個人番号を消滅させるため。
- (6) 婚姻等により、配偶者等の個人番号を新たに登録するため。

2 個人番号の変更等の内容について

(1) の場合

変更前の個人番号	変更後の個人番号

(2) の場合

ふりがな 配偶者等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(3) の場合

ふりがな 児童の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(4) の場合

ふりがな 児童の兄弟等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(5) の場合

ふりがな 配偶者等の氏名

(6)の場合

ふりがな 配偶者等の氏名	配偶者等の個人番号	事由の発生した年月日
		年 月 日

年 月 日
 【申出人】（児童手当の受給者）
 住所
 氏名

別記第 2 8 号様式を次のように改める。

別記第 28 号様式 (第 32 条関係)

(表)

認定番号 _____

年 金 加 入 証 明 書

氏 名			生 年 月 日	. .	
住 所					
加 入 年 金 名	厚生年金 ・ 共済組合				
年金の記号・番号 (基礎年金番号)	記 号		番 号		
資 格 取 得 年 月 日	年 月 日から加入				

上記のとおり加入していることを証明します。

年 月 日

事業所所在地

事業所名称

代表者又は責任者

連絡先電話番号

(注) 退職後任意に継続している方は証明できませんのでご注意ください。

国民年金加入の方・年金未加入の方は、この証明書は必要ありません。

■お問合せ先 江東区役所

部 課 係 電話 ()

(裏)

児童手当法に基づく児童手当の受給者は、手当の受給にあたり被用者（厚生年金保険、共済年金等の加入者）であるか否かを届けることとなっています。

この証明書は、この事実を確認するために使用するもので、次により作成をします。

- ① 「氏名」、「生年月日」及び「住所」は、住民票上の内容で記入してください。
- ② 「加入年金名」は該当するものを○で囲み、共済組合の場合はその名称を.....欄に記入してください。
- ③ 「年金の記号番号」は、受給者本人の記号番号（基礎年金番号）を記入してください。
- ④ 「資格取得年月日」欄は、現在、勤務している事業所において厚生年金等の資格を得た日を記入してください。
- ⑤ 事業所の証明欄は、本店、支店（社）に事業所機能が分離している場合、支店等で、受給者の被用者年金加入の事実が確認できる場合は、必ずしも本社による証明であることを要しません。

【お問い合わせ先】

〒135-8383

東京都江東区東陽4丁目11番28号

江東区役所 部 課 係

電話 ()

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の児童手当事務取扱細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 9 月 30 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 74 号

江東区中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正す

る規則

江東区中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則（平成 20 年 3 月江東区規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別記第 8 号様式中「印」を「職員名」に改める。

別記第 9 号様式中「受領印」を「受領者名」に改める。

別記第 10 号様式及び別記第 11 号様式中「交付職員印」を「交付職員氏名」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 9 月 30 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 75 号

江東区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

江東区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和 47 年 3 月江東区規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（法附則第 2 条第 1 項の規定による給付（以下「特例給付」という。）を含む。）」を削る。

第 4 条を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

江東区私立幼稚園施設整備資金融資基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 10 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 76 号

江東区私立幼稚園施設整備資金融資基金条例施行規則の一部を改正する規則

江東区私立幼稚園施設整備資金融資基金条例施行規則（平成 6 年 4 月江東区規則第 27 号）の一

部を次のように改正する。

別記第 1 号様式、別記第 2 号様式、別記第 4 号様式、別記第 5 号様式及び別記第 9 号様式中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区私立幼稚園施設整備資金融資基金条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区清掃リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 10 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 77 号

江東区清掃リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

江東区清掃リサイクル条例施行規則（平成 12 年 3 月江東区規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 47 条第 2 項第 9 号及び第 54 条第 1 項第 1 号イ中「自動車検査証」を「自動車検査証記録事項」に改める。

別記第 1 号様式中「印」を削る。

別記第 2 号様式中「」を削る。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

別記第 5 号様式中

「氏名 印」

を

「氏名 」

に改める。

別記第 25 号様式から別記第 27 号様式まで、別記第 29 号様式、別記第 30 号の 2 様式及び別記第 33 号様式中「印」を削る。

別記第 34 号様式中

「氏 名 印」

を

「氏 名 」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前

の江東区清掃リサイクル条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区浄化槽法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 10 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 78 号

江東区浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

江東区浄化槽法施行細則（平成 18 年 3 月江東区規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式から別記第 6 号様式まで及び別記第 16 号様式から別記第 18 号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区浄化槽法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区用品調達基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 10 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 79 号

江東区用品調達基金条例施行規則の一部を改正する規則

江東区用品調達基金条例施行規則（昭和 41 年 4 月江東区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項後段を削る。

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 7 条・第 13 条関係)

支出負担行為何兼決定兼用品払出書

起案者氏名	文 書 番 号
所属 Tel	

所 属		起 案 日	
会 計		予 算 区 分	
科 目	款 項 目 事 業 節 細 節 細 々 節		

予算配当額	円	金 額
負担行為何済額	円	
予算配当残額	円	
今回迄の累計	円	
前回迄の累計	円	

件 名	
配 送 先	
特 記 事 項	
請 求 内 訳	

用品 払 出 書	上記の物品を払出します。 物品管理者殿 用品出納員
-------------------	---

第 2 号様式 (第 7 条・第 13 条関係)

用品払出請求書兼払出通知書兼受領書

指定用品を別紙内訳書のとおり請求致します。

起案者氏名 所属 Tel		文 書 番 号
------------------------	--	-----------------

所 属		起 案 日	
会 計		予 算 区 分	
科 目	款 項 目 事 業 節 細 節 細々節		

予算配当額	円	金 額
負担行為伺済額	円	
予算配当残額	円	
今回迄の累計	円	
前回迄の累計	円	

件 名	
配 送 先	
特 記 事 項	
請 求 内 訳	

払出通知書・受領書
用品出納員殿 物品管理者

受 付

(会計管理室保存)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区用品調達基金条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓

令

◎江東訓令甲第 1 2 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和 6 1 年 5 月江東区訓令甲第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

江東区長 大久保 朋 果

第 1 条中「（規則第 4 条において準用する場合を含む。）」及び「（法附則第 2 条第 1 項の給付を含む。以下同じ。）」を削る。

第 3 条各号列記以外の部分中「児童手当・特例給付認定請求書」を「児童手当認定請求書」に改め、同条第 1 号ア中「児童手当（特例給付）関係書類返戻（保留）通知書」を「児童手当関係書類返戻（保留）通知書」に改め、同条第 3 号ア中「児童手当（特例給付）認定（認定請求却下）通知書」を「児童手当認定（認定請求却下）通知書」に改め、同号イ中「児童手当・特例給付における同居父母に係る認定について」を「児童手当における同居父母に係る認定について」に改め、同号ウ中「児童手当・特例給付受給者台帳」を「児童手当受給者台帳」に改める。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「児童手当・特例給付額改定認定請求書」を「児童手当額改定認定請求書」に、「児童手当・特例給付額改定届」を「児童手当額改定届」に改め、同項第 2 号中「児童手当（特例給付）額改定（額改定請求却下）通知書」を「児童手当額改定（額改定請求却下）通知書」に改める。

第 5 条各号列記以外の部分中「児童手当・特例給付現況届」を「児童手当現況届」に改め、同条第 2 号中「児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に改める。

第 6 条中「児童手当・特例給付受給事由消滅届」を「児童手当受給事由消滅届」に改める。

第 7 条中「未支払児童手当・特例給付請求書」を「未支払児童手当請求書」に、「未支払児童手当（特例給付）支給決定（請求却下）通知書」を「未支払児童手当支給決定（請求却下）通知書」に改める。

第 8 条中「（法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。）」を削り、「児童手当（特例

給付) 支払差止め通知書」を「児童手当支払差止め通知書」に改める。

第 9 条中「児童手当・特例給付個人番号変更等申出書」を「児童手当個人番号変更等申出書」に改める。

別記第 1 号様式中

「 児童手当 関係書類
特例給付 」

を

「 児童手当 関係書類 」

に改める。

別記第 2 号様式中「・特例給付」及び「」を削る。

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

(表面)

第 号
年 月 日

殿

江 東 区 長

児 童 手 当 認 定 通 知 書
認定請求却下

年 月 日付で請求のありました児童手当については、下記のとおり
認 定 したので通知します。
請求を却下

なお、この決定に不服のあるときは、裏面のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを
することができます。

記

認 定 に 関 す る 事 項									
1 支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(第3子以降)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	(第3子以降)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上)	人								
(第3子以降)	人								
計	人								
2 手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(第3子以降)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	(第3子以降)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上)	円								
(第3子以降)	円								
計	円								
3 支給開始年月	年 月 から								
4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()								
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項									
却下した理由	()								
備考									

（裏面）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記 1 の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 4 号様式中「・特例給付」を削る。

別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第5号様式（第3条関係）

[illegible]

年度		有・無		有・無		有・無		有・無	
区分	支出の有無	有・無		有・無		有・無		有・無	
		被・公・非・被	被・公・非・被	被・公・非・被	被・公・非・被	被・公・非・被	被・公・非・被	被・公・非・被	被・公・非・被
現	使用者又は公務員が否かの別								
所	加入年金等の種別	円	円	円	円	円	円	円	円
届	前年の前得額	人	人	人	人	人	人	人	人
	扶養親族等及び児童の数								
	うち70歳以上の同一生計配								
	属者及び死亡扶養親族の合計	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
備考									
支払年月日									
支	児童手当等の①	円	円	円	円	円	円	円	円
	支払金額	円	円	円	円	円	円	円	円
	3歳未満分	円	円	円	円	円	円	円	円
	3歳以上分	円	円	円	円	円	円	円	円
	第3子以降分	円	円	円	円	円	円	円	円
支	月 学校給食費等徴収等額②	円	円	円	円	円	円	円	円
	期 保育料の特別徴収額③	円	円	円	円	円	円	円	円
	寄 附 金 額 ④	円	円	円	円	円	円	円	円
	支払金額①+②+③+④	円	円	円	円	円	円	円	円
	支払年月日								
以	児童手当等の①	円	円	円	円	円	円	円	円
	支払金額	円	円	円	円	円	円	円	円
	3歳未満分	円	円	円	円	円	円	円	円
	3歳以上分	円	円	円	円	円	円	円	円
	第3子以降分	円	円	円	円	円	円	円	円
月	学校給食費等徴収等額②	円	円	円	円	円	円	円	円
	期 保育料の特別徴収額③	円	円	円	円	円	円	円	円
	寄 附 金 額 ④	円	円	円	円	円	円	円	円
	支払金額①+②+③+④	円	円	円	円	円	円	円	円
	支払年月日								
2	児童手当等の①	円	円	円	円	円	円	円	円
	支払金額	円	円	円	円	円	円	円	円
	3歳未満分	円	円	円	円	円	円	円	円
	3歳以上分	円	円	円	円	円	円	円	円
	第3子以降分	円	円	円	円	円	円	円	円
月	学校給食費等徴収等額②	円	円	円	円	円	円	円	円
	期 保育料の特別徴収額③	円	円	円	円	円	円	円	円
	寄 附 金 額 ④	円	円	円	円	円	円	円	円
	支払金額①+②+③+④	円	円	円	円	円	円	円	円
	支払年月日								

支 払 年 月 日		3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計
4月	児童手当等の① 支払金額	円	円	円	円	円	円
	学校給食費等徴収等額②	円	円	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額③	円	円	円	円	円	円
	寄附金額④	円	円	円	円	円	円
	支払金額①-②-③-④	円	円	円	円	円	円
6月	児童手当等の① 支払金額	円	円	円	円	円	円
	学校給食費等徴収等額②	円	円	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額③	円	円	円	円	円	円
	寄附金額④	円	円	円	円	円	円
	支払金額①-②-③-④	円	円	円	円	円	円
8月	児童手当等の① 支払金額	円	円	円	円	円	円
	学校給食費等徴収等額②	円	円	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額③	円	円	円	円	円	円
	寄附金額④	円	円	円	円	円	円
	支払金額①-②-③-④	円	円	円	円	円	円
備 考							

別記第 6 号様式（第 4 条関係）

（表面）

第 年 月 日 号

殿

江 東 区 長

児童手当 額改定 通知書
額改定請求却下児童手当の額の改定については、請求
届出 により、下記のとおり 改定
職権 却下

しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、裏面のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを
することができます。

記

額改定に関する事項									
1 改定後の支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(第3子以降)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	(第3子以降)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上)	人								
(第3子以降)	人								
計	人								
2 改定後の手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(第3子以降)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	(第3子以降)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上)	円								
(第3子以降)	円								
計	円								
3 改定年月	年 月から								
4 改定（増額・減額）の理由	()								
額改定請求却下に関する事項									
却下した理由	()								
備考									

(裏面)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記 1 の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 7 号様式中

「 児童手当 支給事由消滅通知書
特例給付 」

を

「 児童手当 支給事由消滅通知書 」

に、

「 下記のとおり 児童手当
特例給付 」

を

「 下記のとおり 児童手当 」

に改める。

別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式 (第 7 条関係)

(表面)

第 年 月 日 号

殿

江 東 区 長

未支払児童手当 支給決定 通知書
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、

下記のとおり 支給することを決定 しましたので通知します。
請求を却下なお、この決定に不服のあるときは、裏面のとおりに審査請求又は処分の取消しの訴えを
することができます。

記

支 払 の 内 容	支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで
	支 払 金 額	円
	支 払 年 月 日	年 月 日
	支 払 方 法	
却 下 の 理 由		

(裏面)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記 1 の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 9 号様式中

「 児童手当 支給差止め通知書
特例給付 」

を

「 児童手当 支給差止通知書 」

に、

「 下記のとおり 児童手当
特例給付 」

を

「 下記のとおり 児童手当 」

に、「支払差止め」を「支払差止」に改める。

別記第 10 号様式を次のように改める。

別記第 10 号様式（第 9 条関係）

児童手当個人番号変更等申出書

江東区長 殿

私は、児童手当の受給に関する個人番号の変更等について、以下のとおり申し出ます。

1 個人番号の変更等を申し出る事由

- (1) 受給者の個人番号が変更されたため
- (2) 配偶者等(2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等(請求者が父母指定者の場合に限る。))の個人番号が変更されたため
- (3) 児童の個人番号が変更されたため
- (4) 児童の兄弟等の個人番号が変更されたため
- (5) 離婚等により、配偶者等の個人番号を消滅させるため
- (6) 婚姻等により、配偶者等の個人番号を新たに登録するため

2 個人番号の変更等の内容について

(1)の場合

変更前の個人番号	変更後の個人番号

(2)の場合

ふりがな 配偶者等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(3)の場合

ふりがな 児童の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(4)の場合

ふりがな 児童の兄弟等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(5)の場合

ふりがな 配偶者等の氏名

(6)の場合

ふりがな 配偶者等の氏名	配偶者等の個人番号	事由の発生した年月日
		年 月 日

年 月 日

【申出人】(児童手当の請求者・受給者)

職員番号

住 所

氏 名

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の江東区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告	示
---	---

◎江東区告示第 3 3 1 号

下記事件につき、令和 6 年第 3 回江東区議会定例会を 9 月 1 9 日に招集する。

令和 6 年 9 月 1 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 令和 5 年度決算に基づく江東区健全化判断比率について
- 2 令和 5 年度江東区一般会計歳入歳出決算
- 3 令和 5 年度江東区国民健康保険会計歳入歳出決算
- 4 令和 5 年度江東区介護保険会計歳入歳出決算
- 5 令和 5 年度江東区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- 6 令和 6 年度江東区一般会計補正予算（第 3 号）
- 7 保育所の指定管理者の指定について
- 8 児童館の指定管理者の指定について
- 9 子ども家庭支援センターの指定管理者の指定について
- 1 0 区立都市公園の一部における指定管理者の指定について
- 1 1 区民農園の指定管理者の指定について
- 1 2 図書館の指定管理者の指定について
- 1 3 自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 1 4 福祉会館の指定管理者の指定について
- 1 5 江東区スポーツ会館改修工事請負契約
- 1 6 江東区スポーツ会館電気設備改修工事請負契約
- 1 7 江東区スポーツ会館機械設備改修工事請負契約
- 1 8 江東区障害者福祉センター改修工事請負契約
- 1 9 江東区障害者福祉センター電気設備改修工事請負契約
- 2 0 江東区障害者福祉センター機械設備改修工事請負契約
- 2 1 江東区深川南部保健相談所外 1 ヶ所改修工事請負契約
- 2 2 江東区深川南部保健相談所外 1 ヶ所電気設備改修工事請負契約
- 2 3 江東区深川南部保健相談所外 1 ヶ所機械設備改修工事請負契約
- 2 4 災害備蓄用ウェットティッシュ供給契約
- 2 5 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報

の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

- 2 6 江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 7 江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 8 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 9 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 0 江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第 3 3 7 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 3 4 7 号

江東区道路占用規則（昭和 5 2 年 9 月江東区規則第 4 5 号）第 1 7 条の規定に基づき定めた、道路掘さく復旧工事監督事務費徴収単価表及び道路掘さく復旧費徴収単価表（令和 5 年 9 月江東区告示第 3 0 8 号）の全部を別紙のとおり改正し、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、同日前に掘さく復旧面積又は掘さく復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 2 6 日

江東区長 大久保 朋 果

[別紙]

自費復旧の場合における道路掘さく復旧工事監督事務費徴収単価表

 上段 昼間単価
 下段 夜間単価

歩 車 道 別	工 種	単 位	徴収単価 (円)			摘 要
			A	B	C	
車道	1	車道舗装 2 0 型	1,720	1,270	580	
			2,270	1,670	650	
"	2	車道舗装 2 5 型	3,240	2,400	860	
			4,380	3,220	960	
"	3	車道舗装 4 0 型	4,190	3,100	1,170	
			5,650	4,160	1,330	
"	4	車道舗装 5 5 型	5,270	3,890	1,630	
			7,020	5,170	1,850	
"	5	車道舗装 6 0 型	6,070	4,490	1,900	
			7,990	5,880	2,090	
"	6	車道舗装 7 0 型	7,330	5,420	2,370	
			9,570	7,040	2,580	
"	7	車道舗装 8 5 型	8,430	6,240	2,800	
			11,070	8,150	3,110	
"	8	車道舗装 6 0 型 (改質Ⅱ)	6,150	4,550	1,960	
			8,070	5,940	2,150	
"	9	車道舗装 7 0 型 (改質Ⅱ)	7,370	5,450	2,400	
			9,610	7,070	2,610	
"	10	車道舗装 8 5 型 (改質Ⅱ)	8,470	6,270	2,830	
			11,110	8,170	3,140	
"	11	車道舗装 6 0 型 (低騒音)	6,320	4,680	2,080	
			8,260	6,080	2,270	
"	12	車道舗装 7 0 型 (低騒音)	7,540	5,580	2,520	
			9,800	7,210	2,730	
"	13	アスコン 5 型	500	370	190	
			640	470	210	
"	14	アスコン 1 0 型	2,300	1,700	550	
			3,130	2,300	610	
"	15	アスコン 1 5 型	2,690	1,990	770	
			3,580	2,630	830	
"	16	アスコン 2 0 型	3,400	2,520	1,000	
			4,490	3,310	1,080	
"	17	アスコン 2 5 型	3,910	2,890	1,210	
			5,110	3,760	1,290	
"	18	アスコン 3 5 型	5,170	3,820	1,680	
			6,690	4,930	1,780	
"	19	アスコン 2 5 型 (改質Ⅱ)	3,990	2,950	1,270	
			5,190	3,820	1,350	
"	20	アスコン 3 5 型 (改質Ⅱ)	5,210	3,850	1,710	
			6,730	4,950	1,810	
"	21	アスコン 2 5 型 (低騒音)	4,170	3,080	1,380	
			5,380	3,960	1,470	
"	22	アスコン 3 5 型 (低騒音)	5,380	3,980	1,830	
			6,920	5,090	1,930	
"	23	路盤工 3 0 型	1,910	1,410	640	
			2,560	1,880	750	
"	24	路盤工 3 5 型	2,180	1,610	710	
			2,910	2,140	820	
"	25	路盤工 4 0 型	2,600	1,920	880	
			3,480	2,560	1,050	
"	26	碎石舗装	170	130	120	
			240	170	170	
"	27	車道路盤先行仮舗装	4,980	3,680	1,510	
			6,730	4,950	1,760	
歩道	28	歩道舗装 1 0 型 (非透水)	1,100	820	820	B, C 共通
			1,470	1,080	1,080	
"	29	歩道舗装 1 9 型 (透水)	1,780	1,320	1,320	"
			2,380	1,750	1,750	
"	30	アスコン 3 型 (非透水)	420	310	310	"
			550	400	400	

道路掘さく復旧費徴収単価表

 上段 昼間単価
 下段 夜間単価

歩 車 道 別	工 種	単 位	徴収単価 (円)			摘 要
			A	B	C	
歩道	3 1	アスコン4型(透水)	9,142 12,000	6,764 8,836	6,764 8,836	B、C 共通
	3 2	コンクリート平板舗装	50,291 61,593	37,189 45,327	37,189 45,327	"
"	3 3	インターロッキング舗装(非透水)	44,204 54,993	31,211 38,782	31,211 38,782	"
"	3 4	インターロッキング舗装(透水)	52,309 66,022	37,200 46,898	37,200 46,898	"
"	3 5	乗入れ舗装3 0型(セメコン)	69,567 99,284	51,436 73,069	51,436 73,069	"
"	3 6	乗入れ舗装4 0型(セメコン)	85,320 121,385	63,087 89,313	63,087 89,313	"
"	3 7	セメコン1 5型(乗入れ)	19,385 30,022	14,324 22,091	14,324 22,091	"
"	3 8	セメコン2 0型(乗入れ)	24,022 37,396	17,760 27,513	17,760 27,513	"
"	3 9	乗入れ舗装3 5型(アスコン)	69,687 94,276	51,524 69,371	51,524 69,371	"
"	4 0	乗入れ舗装5 0型(アスコン)	100,287 133,156	74,149 97,996	74,149 97,996	"
"	4 1	アスコン5型(乗入れ)	10,516 12,993	7,767 9,567	7,767 9,567	"
"	4 2	アスコン1 5型(乗入れ)	24,862 30,305	18,382 22,298	18,382 22,298	"
"	4 3	乗入れ舗装3 0型 (インターロッキング)	74,400 97,102	53,465 69,687	53,465 69,687	"
"	4 4	乗入れ舗装3 5型 (インターロッキング)	79,800 104,236	57,458 74,924	57,458 74,924	"
"	4 5	歩道路盤先行仮舗装	35,782 47,564	26,465 35,007	26,465 35,007	"
その他	4 6	街きよ	101,640 127,244	75,153 93,633	59,869 71,836	
"	4 7	L形・U形側溝	65,880 90,164	48,709 66,360	48,709 66,360	B、C 共通
"	4 8	歩道止石	42,349 59,247	31,320 43,593	31,320 43,593	"
"	4 9	境 石	29,422 41,411	21,753 30,480	21,753 30,480	"
"	5 0	植樹帯縁石	31,811 43,560	23,520 32,051	23,520 32,051	"
"	5 1	中央帯縁石	67,287 94,309	49,756 69,393	40,789 56,389	
"	5 2	区画線	1,178 1,484	862 1,091	862 1,091	B、C 共通

道路掘さく復旧費徴収単価表

 上段 昼間単価
 下段 夜間単価

歩 車 道 別	工 種	単 位	徴収単価 (円)			摘 要
			A	B	C	
車道	1	車道舗装 2 0 型	34,440	25,462	11,585	
			45,360	33,371	13,036	
"	2	車道舗装 2 5 型	64,789	47,902	17,171	
			87,611	64,473	19,287	
"	3	車道舗装 4 0 型	83,782	61,953	23,465	
			113,062	83,204	26,684	
"	4	車道舗装 5 5 型	105,316	77,869	32,651	
			140,411	103,331	37,036	
"	5	車道舗装 6 0 型	121,342	89,727	37,996	
			159,851	117,633	41,793	
"	6	車道舗装 7 0 型	146,520	108,338	47,422	
			191,444	140,891	51,622	
"	7	車道舗装 8 5 型	168,698	124,745	55,964	
			221,367	162,916	62,182	
"	8	車道舗装 6 0 型 (改質Ⅱ)	122,967	90,927	39,142	
			161,487	118,833	42,949	
"	9	車道舗装 7 0 型 (改質Ⅱ)	147,305	108,916	47,978	
			192,229	141,469	52,178	
"	10	車道舗装 8 5 型 (改質Ⅱ)	169,462	125,302	56,520	
			222,142	163,473	62,738	
"	11	車道舗装 6 0 型 (低騒音)	126,491	93,524	41,564	
			165,196	121,571	45,447	
"	12	車道舗装 7 0 型 (低騒音)	150,818	111,513	50,400	
			195,938	144,196	54,676	
"	13	アスコン 5 型	10,058	7,440	3,862	
			12,796	9,425	4,145	
"	14	アスコン 1 0 型	46,047	34,047	11,051	
			62,596	46,058	12,185	
"	15	アスコン 1 5 型	53,880	39,840	15,327	
			71,509	52,625	16,560	
"	16	アスコン 2 0 型	68,051	50,313	20,051	
			89,891	66,153	21,611	
"	17	アスコン 2 5 型	78,207	57,829	24,142	
			102,251	75,251	25,789	
"	18	アスコン 3 5 型	103,396	76,451	33,578	
			133,865	98,509	35,618	
"	19	アスコン 2 5 型 (改質Ⅱ)	79,833	59,029	25,309	
			103,898	76,451	26,945	
"	20	アスコン 3 5 型 (改質Ⅱ)	104,171	77,029	34,124	
			134,640	99,087	36,164	
"	21	アスコン 2 5 型 (低騒音)	83,356	61,636	27,720	
			107,607	79,178	29,433	
"	22	アスコン 3 5 型 (低騒音)	107,684	79,636	36,556	
			138,349	101,804	38,662	
"	23	路盤工 3 0 型	38,236	28,276	12,753	
			51,153	37,647	14,989	
"	24	路盤工 3 5 型	43,625	32,258	14,182	
			58,265	42,873	16,484	
"	25	路盤工 4 0 型	51,927	38,389	17,673	
			69,578	51,207	20,956	
"	26	砕石舗装	3,447	2,542	2,433	
			4,724	3,480	3,349	
"	27	車道路盤先行仮舗装	99,611	73,658	30,196	
			134,509	98,989	35,280	
歩道	28	歩道舗装 1 0 型 (非透水)	22,091	16,331	16,331	B、C 共通
			29,313	21,578	21,578	
"	29	歩道舗装 1 9 型 (透水)	35,684	26,389	26,389	"
			47,596	35,018	35,018	
"	30	アスコン 3 型 (非透水)	8,498	6,273	6,273	"
			10,985	8,084	8,084	

自費復旧の場合における道路掘さく復旧工事監督事務費徴収単価表

上段 昼間単価
下段 夜間単価

歩 車 道 別	工 種	単 位	徴収単価 (円)			摘 要
			A	B	C	
歩道	3 1	アスコン 4 型 (透水)	460 600	340 440	340 440	B、C 共通
	3 2	コンクリート平板舗装	2,510 3,080	1,860 2,270	1,860 2,270	
"	3 3	インターロッキング舗装 (非透水)	2,210 2,750	1,560 1,940	1,560 1,940	"
	3 4	インターロッキング舗装 (透水)	2,620 3,300	1,860 2,340	1,860 2,340	
"	3 5	乗入れ舗装 3 0 型 (セメコン)	3,480 4,960	2,570 3,650	2,570 3,650	"
	3 6	乗入れ舗装 4 0 型 (セメコン)	4,270 6,070	3,150 4,470	3,150 4,470	
"	3 7	セメコン 1 5 型 (乗入れ)	970 1,500	720 1,100	720 1,100	"
	3 8	セメコン 2 0 型 (乗入れ)	1,200 1,870	890 1,380	890 1,380	
"	3 9	乗入れ舗装 3 5 型 (アスコン)	3,480 4,710	2,580 3,470	2,580 3,470	"
	4 0	乗入れ舗装 5 0 型 (アスコン)	5,010 6,660	3,710 4,900	3,710 4,900	
"	4 1	アスコン 5 型 (乗入れ)	530 650	390 480	390 480	"
	4 2	アスコン 1 5 型 (乗入れ)	1,240 1,520	920 1,110	920 1,110	
"	4 3	乗入れ舗装 3 0 型 (インターロッキング)	3,720 4,860	2,670 3,480	2,670 3,480	"
	4 4	乗入れ舗装 3 5 型 (インターロッキング)	3,990 5,210	2,870 3,750	2,870 3,750	
"	4 5	歩道路盤先行仮舗装	1,790 2,380	1,320 1,750	1,320 1,750	"
	4 6	街きょ	5,080 6,360	3,760 4,680	2,990 3,590	
その他	4 7	L 形・U 形側溝	3,290 4,510	2,440 3,320	2,440 3,320	B、C 共通
	4 8	歩道止石	2,120 2,960	1,570 2,180	1,570 2,180	
"	4 9	境 石	1,470 2,070	1,090 1,520	1,090 1,520	"
	5 0	植樹帯縁石	1,590 2,180	1,180 1,600	1,180 1,600	
"	5 1	中央帯縁石	3,360 4,720	2,490 3,470	2,040 2,820	
	5 2	区画線	60 70	40 50	40 50	
						B、C 共通

備考(1) 利用にあたっての注意事項

- 1 掘削復旧工事にあたっては道路占用工事要綱によることとし、道路掘さく復旧工事監督事務費の徴収対象範囲は、掘削部分及びK d 部分とする。
- 2 道路掘削復旧工事監督事務費の額は、道路の機能を原状に回復し得る工種により、掘削復旧面積、掘削復旧延長にそれぞれ本表の単価を乗じて得た額とする。なお、施工数量の端数処理は、幅（小数点第 2 位）×延長（小数点第 1 位）＝面積を小数点第 2 位まで表示（小数位以下 3 位は四捨五入）とする。
- 3 徴収単価の適用区分は、工種毎に定める単位により掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い次に定めるところによる。

なお、街きよ用集水ます、L 形側溝用集水ます、U 形側溝用集水ます及び歩道植樹帯縁石（端部）の徴収単価適用区分は、それぞれ設置する街きよ、L 形側溝、U 形側溝及び歩道縁石（直線部）の掘削復旧延長による。

A：掘削復旧面積が 20 平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が 20 メートルまでのもの

B：掘削復旧面積が 20 平方メートルを超え 500 平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が 20 メートルを超え 500 メートルまでのもの

C：掘削復旧面積が 500 平方メートルを超えるもの又は掘削復旧延長が 500 メートルを超えるもの
- 4 掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種の掘削復旧面積又は掘削復旧延長によるものとする。
- 5 昼夜連続施工の場合の道路掘削復旧工事監督事務費の単価は、それぞれ昼間単価に夜間単価を加えた額の 1/2 とする。
- 6 この徴収単価表によることが困難なものについては、別途算出した単価による。
- 7 道路掘削復旧工事監督事務費の徴収単価は、道路掘削復旧工事費の 6 パーセント相当額（10 円未満四捨五入）をもって算出したものである。

(2) 道路掘削復旧費の算出について

- 1 道路管理者が受託復旧を行う際の道路掘削復旧費については、別途算出することとする。
- 2 道路掘削復旧費は、別途算出した工事費に消費税及び地方消費税を加算し、これに監督事務費として工事費の 10 パーセント相当額（10 円未満四捨五入）を加えた額（1 円未満は切り捨て）とする。

道路掘削復旧費＝工事費×（1＋消費税及び地方消費税の税率）＋監督事務費

※工事費とは東京都建設局発行の道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価内訳表に示されている工事費単価を指す。

◎江東区告示第 3 4 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条
第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を
開始する。

なお、その関係図面は、令和 6 年 9 月 2 6 日か
ら 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供す
る。

令和 6 年 9 月 2 6 日

江東区長 大久保 朋 果

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江 1 3 9 号	江東区毛利二丁目 1 3 番 4 先から 江東区大島二丁目 5 7 番 6 先まで	なし

特別区道江139号供用開始略図

江東区毛利二丁目地内

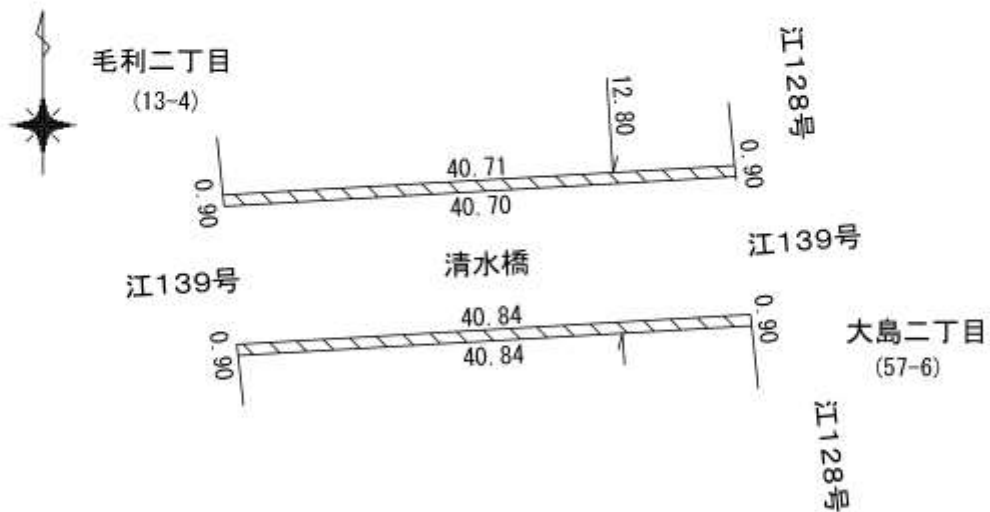


供用開始区域

面積 73.39 平方メートル



供用開始箇所



※ 数字はメートル
 ※ ()内は地番

◎江東区告示第 349 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和 6 年 9 月 26 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 26 日

江東区長 大久保 朋 果
記

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	江 1 3 9 号	江東区毛利二丁目 18 番 8 から 江東区大島二丁目 57 番 6 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり

特別区道江139号区域変更略図

江東区毛利二丁目地内
江東区大島二丁目地内

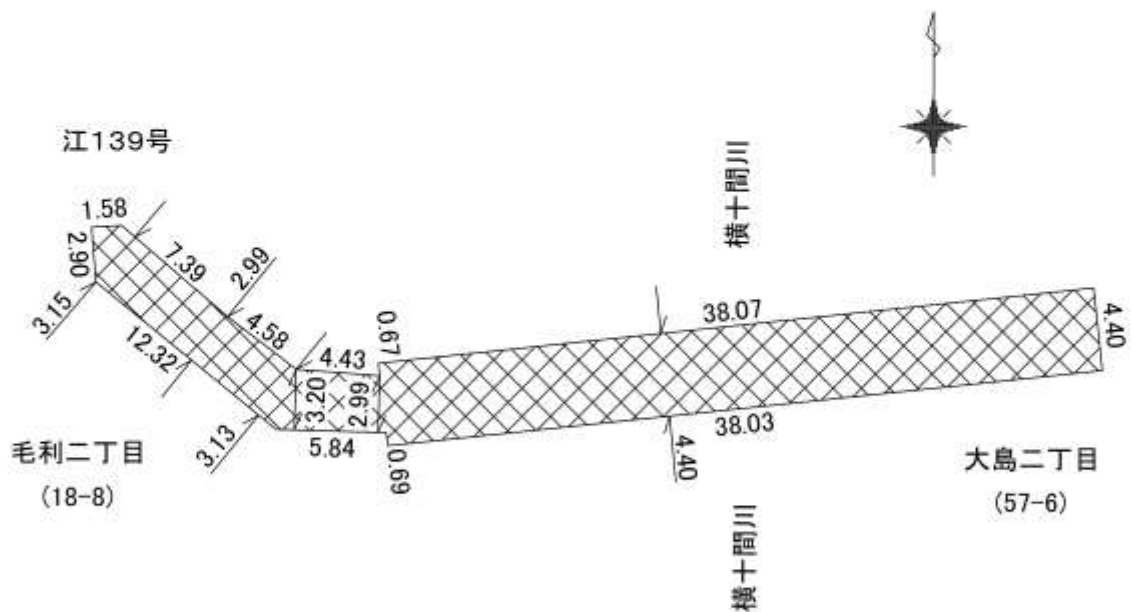


廃止区域

面 積 223.09平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 3 5 0 号

令和 6 年 9 月 2 6 日、江東区議会の議決を経た、
令和 6 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法
律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、
次のとおり公表する。

令和 6 年 9 月 2 6 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 令和 6 年度江東区一般会計補正予算（第 3
号）

令和 6 年度江東区一般会計補正予算 (第 3 号)

令和 6 年度江東区一般会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 17,087,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 279,112,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

(特別区債の補正)

第 3 条 特別区債の変更は、「第 3 表特別区債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	特別区交付金	66,585,352	3,471,628	70,056,980
	1 特別区財政交付金	66,585,352	3,471,628	70,056,980
10	地方特例交付金	2,144,000	748,455	2,892,455
	1 地方特例交付金	2,144,000	748,455	2,892,455
14	国庫支出金	42,925,809	18,900	42,944,709
	2 国庫補助金	6,074,758	18,900	6,093,658
15	都支出金	32,567,646	70,287	32,637,933
	2 都補助金	18,285,703	70,287	18,355,990
18	繰入金	19,789,616	9,146,338	28,935,954
	1 基金繰入金	19,789,616	9,146,338	28,935,954
19	繰越金	3,600,000	3,607,510	7,207,510
	1 繰越金	3,600,000	3,607,510	7,207,510
20	諸収入	2,778,202	△ 118	2,778,084
	6 雑収入	1,320,642	△ 118	1,320,524
21	特別区債	6,141,000	24,000	6,165,000
	1 特別区債	6,141,000	24,000	6,165,000
歳入合計		262,025,000	17,087,000	279,112,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総 務 費	31,140,732	2,137,665	33,278,397
	1 総 務 管 理 費	20,001,427	2,113,324	22,114,751
	3 戸籍及び住民基本台帳費	1,655,204	23,099	1,678,303
	6 地 域 振 興 費	7,309,096	1,242	7,310,338
3	民 生 費	122,901,326	103,917	123,005,243
	2 高 齢 者 福 祉 費	7,626,171	9,973	7,636,144
	3 児 童 福 祉 費	61,908,628	93,944	62,002,572
4	衛 生 費	23,085,759	9,964	23,095,723
	4 清 掃 費	9,425,934	9,964	9,435,898
6	土 木 費	23,288,374	49,921	23,338,295
	4 公 園 費	3,815,701	49,788	3,865,489
	5 都 市 整 備 費	7,748,999	133	7,749,132
7	教 育 費	41,053,024	12,937,644	53,990,668
	1 教 育 総 務 費	14,198,710	13,681,674	27,880,384
	2 小 学 校 費	17,345,061	△ 402,200	16,942,861
	3 中 学 校 費	5,779,073	△ 341,830	5,437,243
9	諸 支 出 金	13,998,395	1,847,889	15,846,284
	3 諸 費	80,000	1,847,889	1,927,889
歳 出 合 計		262,025,000	17,087,000	279,112,000

第 2 表 債務負担行為補正

追加

事 項 名	期 間	限 度 額
		千円
(仮称) 東砂住宅改築事業 (公有財産購入)	令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	2,078,799
中学校大規模改修事業 (深川第六中学校)	令和 7 年度	341,830

変更

事 項 名	区 分	期 間	限 度 額
			千円
保育所管理運営事業 (小名木川第二保育園耐震改 修工事費負担金)	補正前	令和 7 年度	248
	補正後	令和 7 年度 ～ 令和 8 年度	310
児童館管理運営事業 (小名木川児童館耐震改修工 事費負担金)	補正前	令和 7 年度	188
	補正後	令和 7 年度 ～ 令和 8 年度	235
小名木川小学校改築事業	補正前	令和 7 年度 ～ 令和 8 年度	4,396,600
	補正後	令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	6,512,640

事 項 名	区 分	期 間	限 度 額
幼稚園管理運営事業 (なでしこ幼稚園耐震改修工 事費負担金)	補正前	令和 7 年度	千円 335
	補正後	令和 7 年度 ～ 令和 8 年度	412

第 3 表 特別区債補正
変更

起 債 目 的	区 分	起 限 度 債 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	補 正 前	千円 990,000	証券発行又は普通 通貨借の方法に より起債する。 証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額を限度額 に加算した金額 を限度額とする。	8.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債のとき から据置期 間を含めて 30年以内 に元利均等 その他の方 法により償 還する。た だし、区財 政の都合に より償還期 限を短縮 し、又は繰 上償還する ことができ る。
	補 正 後	1,014,000			

◎江東区告示第 3 5 2 号

予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）第 5 条の規定により、令和 6 年度インフルエンザ予防接種について下記のとおり告示する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 定期予防接種の種類

インフルエンザ（B 類疾病）

2 接種対象者及び負担費用

(1) 江東区内に居住する者で、下表の接種対象者の欄に掲げるもの

接種対象者	自己負担額
ア 昭和 3 5 年 1 月 1 日以前生まれであり、かつ、予防接種日当日 6 5 歳以上である者 イ 区が必要と認める以下に掲げる事項に該当する昭和 3 4 年 1 0 月 2 日から昭和 4 0 年 1 月 1 日生まれの者であり、かつ、予防接種日当日 6 0 歳以上である者 心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルス（H I V）疾患のある障害者手帳 1 級相当の者	2, 5 0 0 円
ウ 上記に該当し、かつ、生活保護法による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 エ 令和 6 年 1 2 月 3 1 日現在 7 5 歳以上である者	免除

(2) 他区（江東区を除く 2 2 区）に居住する者で、(1) の表に該当するもの（負担額については他区の規定に準じる。）

3 実施の時期

令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 1 月 3 1 日まで

4 場所

別表に掲げる実施医療機関（江東区長の要請に応じて個別接種に協力する旨を承諾した医師に係る医療機関）

5 実施方法

社団法人江東区医師会に委託して、個別接種を実施する。

6 接種不適当者及び接種要注意者

(1) 予防接種を受けることができない者（接種不適当者）

ア 明らかに発熱のある者

イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

ウ インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、ひどいアレルギー反応を起こしたことがある者

エ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

(2) 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）

ア 心臓病、腎臓（じんぞう）病、肝臓病や血液、その他慢性的の病気で治療を受けている者

イ 前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2 日以内に発熱、発疹（ほっしん）、じんましんなどアレルギーを思わす異常が見られた者

ウ 今までにけいれんを起こしたことがある者

エ 今までに中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者

オ インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことがある者

別紙 インフルエンザ予防接種医療機関

番号	実施医療機関名	予防接種を行う主たる場所
1	ふるたに医院	清澄 3-4-11 サイネックスビル 2 F
2	清澄内科	清澄 3-6-9
3	清澄ケアクリニック	清澄 3-10-16
4	望月内科クリニック	高橋 13-2 ヴィラロイヤル森下 1 F
5	なかむら整形外科	高橋 14-3 盛市ビル 4 F
6	篠宮クリニック	森下 1-5-10 篠宮ビル 2 F
7	森下クリニック内科皮膚科小児科	森下 1-6-9 タカマビル 1 F
8	森下駅前クリニック	森下 1-16-7 太田ビル 1 F
9	あおばクリニック	森下 2-20-12 フォーレドサンテ 2 F
10	渡辺こどもクリニック	森下 2-20-12 フォーレドサンテ 2 F
11	もりした耳鼻咽喉科	森下 2-28-3 森下 TM マンション 1 F
12	浅川クリニック	森下 3-20-6
13	野木村医院	森下 4-9-12
14	中沢内科	森下 4-11-5 東和第 2 ビル 2 F
15	平和記念医院	平野 2-11-5 2 F
16	ウェルネス本場公園クリニック	平野 3-2-13
17	同友会 深川クリニック	三好 2-15-10
18	東龍堂 鈴木医院	三好 3-8-4
19	扇橋診療所	三好 4-7-10-102
20	清澄女性泌尿器科クリニック	白河 1-6-2 清澄白河メディカルブリッジ 2F
21	パークイーストクリニック清澄白河	白河 1-6-2 清澄白河メディカルブリッジ 3F
22	水谷皮膚科クリニック 清澄白河院	白河 1-6-2 清澄白河メディカルブリッジ 5・6F
23	河口内科眼科クリニック	白河 3-1-3
24	しらかわ耳鼻咽喉科クリニック	白河 3-4-3-202
25	清澄白河ファミリークリニック	白河 3-4-3-205
26	魚住総合クリニック	永代 2-34-10
27	永代クリニック	永代 2-37-22
28	たけし在宅クリニック	堀住 1-17-8 東亜門前仲町ビル 5 F
29	ひろた医院	深川 1-5-3 2 F
30	深川耳鼻咽喉科	深川 1-5-8 深川ユニハイツ 2 F
31	深川安江クリニック	深川 2-14-11
32	門前仲町内科クリニック	門前仲町 1-6-11 3 F
33	門前仲町駅前あおき整形外科	門前仲町 1-6-12 門前仲町 MA ビル 2 F
34	より子マタニティ&レディース門前仲町	門前仲町 1-13-13
35	門仲耳鼻咽喉科	門前仲町 1-20-3 3 F
36	野崎クリニック	門前仲町 2-11-8
37	江東ありま内視鏡クリニック 門前仲町院	富岡 1-4-10 リバーハイツ門前仲町 2 F
38	船山内科	富岡 1-13-14 リブリ・ヴィラクリヤマ II 1 F
39	金櫻堂医院	富岡 1-22-28

番号	実施医療機関名	予防接種を行う主たる場所
40	もんなか泌尿器科	富岡 1-25-5 3 F
41	はる内科・呼吸器内科 門前仲町院	富岡 1-25-5 メディカルビル門前仲町 5・6F
42	おかみやウィメンズクリニック門前仲町	富岡 1-25-5 メディカルビル門前仲町 7F
43	とみおか医院	富岡 1-26-20 2 F
44	M's クリニックもんなか	富岡 2-2-6 プロスペアー門前仲町 202
45	大井医院	古石場 1-13-19
46	吉田まゆみ内科	古石場 2-14-1 ウェルタワー深川 204
47	もんなか整形外科	越中島 2-14-10
48	みやさか内科医院	塩浜 1-4-3
49	ゆき耳鼻咽喉科クリニック	塩浜 2-5-23-104
50	鈴木病院	塩浜 2-7-3
51	橘クリニック	枝川 1-6-20
52	鈴木リハビリテーション病院	枝川 3-8-13
53	くじらホスピタル	枝川 3-8-25
54	タムスファミリークリニック豊洲	豊洲 2-2-1 アーバンドッグららぽーと豊洲 3 4F
55	けいこ豊洲こどもクリニック	豊洲 2-5-3 パークシティ豊洲コート C 棟 1 F
56	大久保クリニック	豊洲 2-5-3 パークシティ豊洲 C 棟 1 F
57	豊洲寺沢クリニック	豊洲 2-5-3 パークシティ豊洲 C 棟 1 F
58	神津クリニック	豊洲 3-2-3 豊洲キュービックガーデン 1 F
59	大手町さくらクリニック in 豊洲	豊洲 3-2-20 豊洲フロント 2 F
60	とよす内科クリニック	豊洲 4-2-2 豊南堂ビル 2 F
61	豊洲医院	豊洲 4-7-1
62	江東豊洲はるそらクリニック	豊洲 4-10-18 プライヴブルー東京 1 F
63	澤井クリニック	豊洲 5-2-10 沢真ビル 3 F
64	豊洲レディースクリニック	豊洲 5-2-12 豊洲 BAYSIDE クリニックビル 6・7F
65	石原クリニック	豊洲 5-5-1-108 シエルコート 1 F
66	昭和大学豊洲クリニック予防医学センター	豊洲 5-5-1 豊洲シエルタワー 3F
67	有明こどもクリニック豊洲院	豊洲 5-5-25 昭和大学豊洲寮 1 F
68	豊洲ベイサイド内科外科	豊洲 5-6-29 パークホームズ豊洲ザレジデンス 1 F
69	東京 D タワーホスピタル	豊洲 6-4-20 D タワー豊洲 1・3～5F
70	キャップスクリニック東雲	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル 4 F
71	しのめメディカルクリニック	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル 4 F
72	スガノ脳神経外科クリニック	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル 4 F
73	東京東雲整形外科	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル 4 F
74	東雲クリニック	東雲 1-8-17
75	イトカワ整形外科	東雲 1-9-10 イオン東雲ショッピングセンター 2 F
76	しのめ内科クリニック	東雲 1-9-10 イオン東雲ショッピングセンター 2 F
77	しのめ耳鼻科クリニック	東雲 1-9-16 1 F
78	かしわざきクリニック	東雲 1-9-21 東雲キャナルコート CODAN6 街区 102
79	たかすな内科胃腸内科クリニック	東雲 1-9-22 東雲キャナルコート内

番号	実施医療機関名	予防接種を行う主たる場所
80	なないろハートクリニック	東雲 2-1-22 キャッスルビル東雲 5・6F
81	有明みんなクリニック有明ガーデン院	有明 2-1-7 有明ガーデン 1 F
82	サルスクリニック有明	有明 2-1-7 有明ガーデンモール&スパ 1 F
83	ベビースマイルレディースクリニック 有明	有明 2-1-7 有明ガーデン 4F
84	東京有明医療大学附属クリニック	有明 2-9-1
85	東京ファッションタウンビルクリニック	有明 3-6-11 T F T ビル東館 3 F
86	辰巳中央診療所	辰巳 1-9-49-102
87	オビ内科クリニック	潮見 2-1-10
88	潮見駅前内科クリニック	潮見 2-7-1 1 F
89	フジテレビ湾岸スタジオビル診療所	青海 2-3-23 1 F
90	とがし住吉内科循環器クリニック	千石 2-8-10 リオベルジュ
91	千石はやし内科クリニック	千石 2-10-6
92	東陽町耳鼻咽喉科・アレルギー科	千石 2-10-6 1 F
93	正井診療所	海辺 12-11
94	竹内小児科医院	扇橋 2-1-3 E T 2 1 ビル 2 F
95	深川立川病院	扇橋 2-2-3
96	小林内科クリニック	扇橋 2-17-5
97	城東クリニック	扇橋 3-5-7 リバーサイド奥村 1 F
98	さるえこどもクリニック	猿江 1-18-18
99	福井クリニック	猿江 2-6-11
100	うえまつ整形外科クリニック	猿江 2-16-5 住吉メディカルモール 2 F
101	住吉内科・消化器内科クリニック	猿江 2-16-5 住吉メディカルモール 3 F
102	石橋耳鼻咽喉科クリニック	猿江 2-16-5 住吉メディカルモール 4 F
103	あそか病院	住吉 1-18-1
104	ツインタワーすみとしクリニック	住吉 1-19-1 ツインタワーすみとし住吉館 204 号
105	よしだ内科クリニック	住吉 2-5-17 フジハイツ 1 F
106	すみよし婦人科クリニック	住吉 2-7-6
107	本田医院	住吉 2-11-1
108	木場内科外科内視鏡クリニック	木場 1-4-3 MEFULL 木場 3F
109	木場たかはし耳鼻咽喉科	木場 1-4-3 MEFULL 木場 4F
110	深川ギャザリアクリニック	木場 1-5-25 深川ギャザリアタワー S 棟 3 F
111	鈴木クリニック	木場 2-19-2 H・R・Hビル 3 F
112	東峯ラウンジクリニック	木場 5-3-7 1 F
113	藤川クリニック	木場 5-3-7 東寿会ビル 6 F
114	東峯婦人クリニック	木場 5-3-10
115	木場病院	木場 5-8-7
116	大江戸江東クリニック	木場 6-4-16-201
117	浅川医院	木場 6-9-8
118	とのうち耳鼻科クリニック	東陽 2-3-1 イトーピア東陽町マンション 2 F
119	タウンセンタークリニック	東陽 2-3-16-116

番号	実施医療機関名	予防接種を行う主たる場所
120	クリニック東陽町	東陽 2-4-26 飯田ビル 2 F
121	みつはたペインクリニック	東陽 2-4-26 飯田ビル 3 F
122	こどもクリニックさとう	東陽 2-4-29-2F
123	服部医院	東陽 3-1-7
124	木場整形外科	東陽 3-3-6 前川ビル 3 F
125	木場よしの消化器クリニック	東陽 3-3-9 メディカルモール木場 3F
126	第二服部医院	東陽 3-5-5
127	木場小児科	東陽 3-5-5 ラウクティビルディング 4 F
128	永田医院	東陽 3-18-4
129	大陽ビルクリニック	東陽 3-23-6 大陽ビル 102
130	タムス総合クリニック東陽町駅前	東陽 3-27-17 長谷川ビル 3 F
131	までのこうじクリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル 2 F
132	東陽パークサイドクリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル 4 F
133	杉本整形外科クリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル 6 F
134	さくらハートクリニック	東陽 4-5-15 東陽町サンキビル 3 F
135	みつ葉クリニック	東陽 4-6-1 三共商会ビル 6 F
136	ひまわり眼科いちかわ医院	東陽 4-6-17 T S ビル 3 F
137	東陽整形外科クリニック	東陽 4-8-22 T S K ビル 2 F
138	森崎医院	東陽 4-10-2 A Y G 1 F
139	東陽町はぐくみファミリークリニック	東陽 4-10-8 杉船ビル 6 F
140	東京イースト 21 クリニック	東陽 6-3-2 イーストタワー 2 1 2 F
141	いいじまホームクリニック	亀戸 1-13-12-703
142	五ノ橋クリニック	亀戸 1-28-8
143	清湘会記念病院	亀戸 2-17-24
144	イースト血液内科クリニック	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 5 階南
145	亀戸駅前にそむくクリニック	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 6 階
146	かめいど腎臓内科クリニック	亀戸 2-25-14 京阪亀戸ビル
147	亀戸内科クリニック	亀戸 2-26-8 風月堂ビル 1 F
148	豊村医院 耳鼻咽喉科	亀戸 2-28-16
149	亀戸内視鏡・胃腸内科クリニック	亀戸 2-36-12 エスプリ亀戸 4 F
150	友仁病院	亀戸 2-41-1
151	亀戸キッズクリニック	亀戸 2-42-5 亀戸クリニックファーム 2 F
152	亀戸畠山クリニック	亀戸 2-42-5 亀戸クリニックファーム 4 F
153	吉村内科	亀戸 2-42-7
154	わらび内科・ペインクリニック	亀戸 3-2-13
155	アクアメディカルクリニック	亀戸 3-14-4
156	天神通りクリニック	亀戸 3-46-2 キャッスルプラザ亀戸 1 0 1
157	ウエノ整形外科	亀戸 3-50-3
158	河野外科	亀戸 4-17-8
159	水神クリニック	亀戸 4-18-4 亀戸メディカルビル 3 F
160	C L I N I C U P 亀戸駅前院	亀戸 5-1-1 アトレ亀戸 8 階
161	亀戸駅前クリニック	亀戸 5-1-6 マークス亀戸 1 0 1

番号	実施医療機関名	予防接種を行う主たる場所
162	亀戸耳鼻咽喉科・アレルギー科	亀戸 5-3-2 2 F
163	豊村医院 耳鼻咽喉科 音声・聴覚メ ディカルケア	亀戸 5-15-1 いなきやビル 3 F
164	しおかぜクリニック	亀戸 6-2-3 田辺ビル 4 F
165	クリニックコスモス	亀戸 6-2-3 田辺ビル 5 F
166	五の橋こどもクリニック	亀戸 6-14-3 1 F
167	くらしケアクリニック城東	亀戸 6-28-2 ドゥーエ亀戸 1 F
168	あかちゃんとこどものクリニック カメイドクロック	亀戸 6-31-6 カメイドクロック 4F ドクターズ スク エア
169	日健クリニック	亀戸 6-56-15 ビジヨナリーⅣ 3F
170	亀戸水神森クリニック	亀戸 6-57-20 亀戸東口駅前ビル 2 F
171	あさ美皮フ科 亀戸駅前	亀戸 6-57-20 FUJISAKI KAMEIDO 東口ビル 3 F
172	ひらの亀戸ひまわり診療所	亀戸 7-10-1 Zビル 2 F
173	豊島医院	亀戸 8-8-8
174	東京城東病院	亀戸 9-13-1
175	わかたけクリニック	亀戸 9-34-1-136
176	そえだクリニック	大島 1-1-5 V I P 大島 2F
177	水谷皮フ科クリニック	大島 1-1-5 2 F
178	ルビナスこどもクリニック	大島 1-2-2 1 F
179	スマイルクリニック西大島	大島 1-29-4
180	こはる在宅クリニック	大島 1-30-4 L-TOWER 1F
181	小野内科診療所	大島 1-33-15 小野ビル 1 F
182	江東診療所	大島 1-36-5
183	五の橋タワークリニック	大島 2-33-10 ブラウドタワー亀戸 1 F
184	西大島クリニック	大島 2-37-9
185	西大島駅と亀戸駅の間のいわぶち内科 と泌尿器科のクリニック	大島 3-4-3 タワーレジデンス西大島 2 F
186	林内科クリニック	大島 3-14-17 江口ビル 302
187	小林クリニック	大島 4-1-6-105
188	藤川内科・呼吸器内科クリニック	大島 4-6-21 西大島ビューハイツ 101
189	大島医院	大島 4-8-14
190	かおり皮膚科クリニック	大島 4-12-6 林ビル 1 F
191	まつもとメディカルクリニック	大島 5-7-5 ヤマキビル大島 4 F
192	江東病院附属在宅診療所	大島 5-7-5 ヤマキビル大島 5 F
193	稲見内科医院	大島 5-8-1
194	大島駅前クリニック	大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 1 F
195	大島耳鼻咽喉科アレルギー科	大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 4 F
196	いのうえ整形外科	大島 5-32-5
197	びやじま内科医院・大島駅前	大島 5-36-7 白石ビル 2 F
198	小林整形外科医院	大島 5-46-4 小林ビル 2 F
199	永岡クリニック	大島 5-51-10-101
200	こどもみらい大島クリニック	大島 6-1-4-102

番号	実施医療機関名	予防接種を行う主たる場所
201	江東病院	大島 6-8-5
202	宮方クリニック	大島 6-9-11
203	かわの皮膚科	大島 6-30-14
204	ビーハッピークリニック	大島 7-1-18 1 F
205	中の橋クリニック	大島 7-7-1
206	星医院	大島 7-36-4
207	あかねクリニック	大島 7-38-15
208	佐竹クリニック	大島 7-38-30 ダイエー東大島店 2 F
209	もりもとリハビリ整形外科	大島 7-38-30 ダイエー東大島店 2 F
210	大島小児科医院	大島 8-5-2 N&Hビル
211	三上医院	大島 8-23-6
212	東大島メディカルクリニック	大島 8-42-7 サンビアット東大島 2 F
213	よし耳鼻咽喉科	大島 9-3-16 東大島メトロプラザ
214	笠井小児クリニック	大島 9-5-1 コアシティ東大島 103
215	コアシティ東大島クリニック	大島 9-5-1 コアシティ東大島 104
216	さがみ外科胃腸科クリニック	大島 9-5-1 コアシティ東大島 106
217	岩井橋クリニック	北砂 1-5-20
218	寿康会病院	北砂 2-1-22
219	北砂2丁目だい整形外科	北砂 2-8-5 ルナバレス 1 F
220	岡村耳鼻咽喉科医院	北砂 2-13-12
221	荒木医院	北砂 2-14-17
222	北砂クリニック	北砂 2-14-20
223	江東リハビリテーション病院	北砂 2-15-15
224	協和メディカルクリニック	北砂 2-15-40
225	アリオ北砂内科	北砂 2-17-1 アリオ北砂 3 F
226	砂町眼科	北砂 3-1-1 フタミビル 2 F
227	砂町あんず皮膚科	北砂 4-9-10
228	南塚内科医院	北砂 4-24-11
229	砂町銀座はた耳鼻咽喉科	北砂 5-7-2
230	柳沢ファミリークリニック	北砂 5-14-3
231	北原診療所	北砂 5-16-1
232	五味皮膚科	北砂 5-20-8 E区画
233	たち内科小児科クリニック	北砂 5-20-8
234	おおぞら太陽クリニック	北砂 6-1-4
235	サワイメディカルクリニック	北砂 6-27-17
236	神原医院	北砂 7-3-17
237	恵仁クリニック	東砂 2-5-7 JMビル 2 F
238	赤羽根医院	東砂 2-11-27
239	ソライロ在宅クリニック	東砂 3-25-3
240	鎌上医院	東砂 4-9-2
241	愛和病院	東砂 4-20-2
242	田尻整形外科	東砂 4-22-1

番号	実施医療機関名	予防接種を行う主たる場所
243	みやたけクリニック	東砂 4-23-6
244	葛西橋診療所	東砂 5-3-4
245	砂町診療所	東砂 5-12-20
246	永岡医院	東砂 6-7-5
247	わたなべ内科胃腸科	東砂 7-19-13 ベルコモン南砂 102
248	せき耳鼻咽喉科医院	東砂 7-19-13 ベルコモン南砂 302
249	まるやま皮膚科クリニック	東砂 7-19-13 ベルコモン南砂 3 F
250	金子クリニック	東砂 8-19-13
251	南砂町駅前皮フ科	新砂 3-1-9
252	南砂町リウマチ科整形外科	新砂 3-1-9 1 F
253	順天堂東京江東高齢者医療センター	新砂 3-3-20
254	東京都立東部療育センター	新砂 3-3-25
255	南砂町駅前おおさわクリニック	新砂 3-3-53 アルカナル南砂 2 F
256	南砂町おだやかクリニック	新砂 3-4-31 南砂町ショッピングセンター SUNAMO 4 F
257	鈴木医院	南砂 1-9-9
258	藤崎病院	南砂 1-25-11
259	南砂メディカルクリニック	南砂 2-3-19
260	おくむら医院	南砂 2-6-3 サンライズ東陽 2 F
261	六地藏クリニック	南砂 2-28-7
262	おかもとこどもクリニック	南砂 2-32-5 センタービレッジ南砂 2 F
263	東陽町南砂みやけ内科	南砂 2-32-5 センタービレッジ南砂 2 F
264	かぶき内科	南砂 3-8-10
265	植田医院	南砂 4-7-23
266	山之内医院	南砂 6-1-9
267	トビレック山口整形外科クリニック	南砂 6-7-15 トビレックプラザ西館 3 F
268	中澤医院	南砂 6-8-14
269	柳瀬クリニック	南砂 7-1-25 南砂公園ガーデニア 206
270	城東南砂医院	南砂 7-1-25 南砂公園ガーデニア 209
271	寿康会診療所	南砂 7-13-5

◎江東区告示第353号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和39年3月江東区規則第13号）第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和6年10月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名
名称 楽天グループ株式会社
所在地 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス
代表者 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史
- 2 指定年月日
令和6年10月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと納税寄附金

◎江東区告示第354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和39年3月江東区規則第13号）第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和6年10月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名
(1) 名称 株式会社アイモバイル
所在地 東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号関電不動産渋谷ビル8階
代表者 代表取締役社長 野口 哲也
(2) 名称 P a y P a y 株式会社
所在地 東京都千代田区紀尾井町1-3
代表者 代表取締役社長執行役員CEO 中山 一郎
- 2 指定年月日
令和6年10月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと納税寄附金

◎江東区告示第355号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第23

1条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和39年3月江東区規則第13号）第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和6年10月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名
(1) 名称 株式会社J R東日本ネットステーション
所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11アグリスクエア新宿4階
代表者 代表取締役社長 西尾 寿子
(2) 名称 株式会社D Gフィナンシャルテクノロジー
所在地 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
代表者 代表取締役 篠 寛
- 2 指定年月日
令和6年10月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと納税寄附金

◎江東区告示第356号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和39年3月江東区規則第13号）第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和6年10月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名
名称 株式会社さとふる
所在地 東京都中央区京橋2-2-1京橋エドグラン13階
代表者 代表取締役社長 藤井 宏明
- 2 指定年月日
令和6年10月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと納税寄附金

◎江東区告示第357号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり

り告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 6 5 6 2
- 2 事業所の名称及び所在地
合同会社福老ふくろうプランニング
東京都江東区森下 2 - 6 - 1 メゾネット小
林 2 0 2 号室
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
合同会社福老
東京都江東区森下 2 - 6 - 1 メゾネット小
林 2 0 2 号室
代表社員 本村 真佐子
- 4 廃止年月日
令和 6 年 8 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 3 5 8 号

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 5 2 3 4
- 2 事業所の名称及び所在地
環介護センター
東京都江東区東陽 5 - 2 5 - 1 4
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社エンパワーメント
東京都江東区東陽 5 - 2 5 - 1 4
代表取締役 加藤 陽子
- 4 廃止年月日
令和 6 年 9 月 3 0 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 3 5 9 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 9 0 8 0 0 3 2 2
- 2 事業所の名称及び所在地
いちばん星リハカフェ
東京都江東区平野 2 - 3 - 1 0 サンハイム
深川 1 階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社こだま
東京都江東区森下 2 - 1 7 - 7 さくらマン
ション 2 A
代表取締役 宮川 美葉
- 4 廃止年月日
令和 6 年 9 月 3 0 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 3 6 1 号

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 4 8 5 6
- 2 事業所の名称及び所在地
アリカケアサービス
東京都江東区北砂 2 - 1 - 3 2
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
合同会社瑞穂
東京都江東区北砂 2 - 1 - 3 2
代表社員 西村 ちぐさ
- 4 廃止年月日
令和 6 年 8 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 3 6 3 号

江東区男女共同参画推進センターにおける下記の公金の収納については、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 委託の相手方 パーソルビジネスプロセス
デザイン株式会社
本部長 藤原 理絵
- 2 事務所の所在地 東京都港区芝浦三丁目4
番1号グランパークタワ
ー33階
- 3 委託の内容
(1) 江東区男女共同参画推進センター条例(平成2年12月江東区条例第30号)第7条第1項に規定する江東区男女共同参画推進センターの使用料及び同条第2項に規定する施設備付特殊器具の利用料の収納事務委託
(2) 江東区男女共同参画推進センターにおいて開催する講座に要する材料費の売払代金の収納事務委託
- 4 指定日
令和6年10月1日
- 5 委託日
令和6年10月1日

◎江東区告示第364号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により、令和6年度新型コロナウイルス感染症予防接種について下記のとおり告示する。

令和6年10月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 定期予防接種の種類
新型コロナウイルスワクチン(B類疾病)
- 2 接種対象者及び負担費用
(1) 江東区内に居住する者で、下表の接種対象者の欄に掲げるもの

接種対象者	自己負担額
ア 昭和35年1月1日以前生まれであり、かつ、予防接種日当日65歳以上である者 イ 区が必要と認める以下に掲げる事項に該当する昭和35年1月2日から昭和40年4月1日生まれの者であり、かつ、予防接種日当日60歳以上である者 心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)疾患のある障害者手帳1級の者	2,500 円
ウ 上記に該当し、かつ、生活保護法による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援	免除

に関する法律による支援給付受給者 エ 令和6年12月31日現在75歳以上である者	
---	--

- (2) 他区(江東区を除く22区)に居住する者で、(1)の表に該当するもの(負担額については他区の規定に準じる。)
- 3 実施期間
令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
- 4 場所
別表に掲げる実施医療機関
- 5 実施方法
公益社団法人江東区医師会に委託して、個別接種を実施する。
- 6 予防接種を受けることが適当でない者
(1) 明らかな発熱を呈している者
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
(3) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
(4) 上記に該当する者のほか、医師が予防接種を受けることが不適当だと判断した者
- 7 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者
(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
(3) 過去にけいれんの既往のある者
(4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

別紙 新型コロナウイルス感染症予防接種医療機関

※…かかりつけまたは入院患者のみ

ふるたに医院※	清澄 3-4-11 サイネックスビル 2 F
清澄内科※	清澄 3-6-9
清澄ケアクリニック※	清澄 3-10-16
望月内科クリニック	高橋 13-2 ヴィラロイヤル森下 1 F
森下クリニック内科皮膚科小児科	森下 1-6-9 タカマビル 1F
森下駅前クリニック	森下 1-16-7 太田ビル 1 F
あおばクリニック	森下 2-20-12 フォーレドサンテ 2 F
渡辺こどもクリニック	森下 2-20-12 フォーレドサンテ 2 F
もりした耳鼻咽喉科	森下 2-28-3 森下 TM マンション 1 F
野木村医院※	森下 4-9-12
中沢内科	森下 4-11-5 東和第 2 ビル 2 F
平和記念医院	平野 2-11-5 2F
ウェルネス木場公園クリニック※	平野 3-2-13
深川クリニック	三好 2-15-10
東龍堂鈴木医院※	三好 3-8-4
扇橋診療所	三好 4-7-10-102
パークイーストクリニック清澄白河	白河 1-6-2 清澄白河メディカルブリッジ 3F
水谷皮フ科クリニック清澄白河院	白河 1-6-2 清澄白河メディカルブリッジ 5・6F
河口内科眼科クリニック	白河 3-1-3
魚住総合クリニック	永代 2-34-10

永代クリニック	永代 2-37-22
たけし在宅クリニック※	福住 1-17-8 東亜門前仲町ビル 5 F
ひろた医院※	深川 1-5-3 2 F
深川安江クリニック※	深川 2-14-11
門前仲町内科クリニック	門前仲町 1-6-11 3 F
門仲耳鼻咽喉科※	門前仲町 1-20-3 3 F
金櫻堂医院	富岡 1-22-28
はる内科・呼吸器内科 門前仲町院	富岡 1-25-5 メディカルビル門前仲町 5・6 階
とみおか医院	富岡 1-26-20 2 F
M' s クリニックもんなか	富岡 2-2-6 プロスペアー門前仲町 202
大井医院	古石場 1-13-19 パークハイムはま 1 F
吉田まゆみ内科	古石場 2-14-1 ウェルタワー深川 204
もんなか整形外科※	越中島 2-14-10
鈴木病院※	塩浜 2-7-3
橘クリニック	枝川 1-6-20
鈴木リハビリテーション病院※	枝川 3-8-13
豊洲寺沢クリニック	豊洲 2-5-3 1 F
大手町さくらクリニック in 豊洲	豊洲 3-2-20 豊洲フロント 2 F
とよす内科クリニック	豊洲 4-2-2 豊南堂ビル 2 F
豊洲医院	豊洲 4-7-1
江東豊洲はるそらクリニック	豊洲 4-10-18 ブライヴブルー東京 1 F
澤井クリニック※	豊洲 5-2-10 沢真ビル 3 F

豊洲ベイサイド内科外科	豊洲 5-6-29 パークホームズ豊洲ザレジデンス 1 F
しのめめディカルクリニック	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル 4 F
スガノ脳神経外科クリニック※	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル 4 F
東雲クリニック	東雲 1-8-17
かしわぎクリニック	東雲 1-9-21 東雲キャナルコート CODAN6 街区 102
たかすな内科胃腸内科クリニック	東雲 1-9-22 東雲キャナルコート内 103
サルスクリニック有明※	有明 2-1-7 有明ガーデンモール&スパ 1 F
なないろハートクリニック	東雲 2-1-22 キャッスルビル東雲 5・6 F
辰巳中央診療所※	辰巳 1-9-49-102
オビ内科クリニック	潮見 2-1-10
潮見駅前内科クリニック	潮見 2-7-1 1 F
とがし住吉内科循環器クリニック	千石 2-8-10 リオベルジュ
千石はやし内科クリニック※	千石 2-10-6
東陽町耳鼻咽喉科・アレルギー科	千石 2-10-6 1 F
正井診療所	海辺 12-11
竹内小児科医院※	扇橋 2-1-3
深川立川病院	扇橋 2-2-3
小林内科クリニック	扇橋 2-17-5
城東クリニック	扇橋 3-5-7 リバーサイド奥村 1 F
福井クリニック	猿江 2-6-11
住吉内科消化器内科クリニック	猿江 2-16-5 住吉メディカルモール 3 F
本田医院	住吉 2-11-1

木場内科外科内視鏡クリニック	木場 1-4-3 MEFULL 木場 3 階
深川ギャザリアクリニック	木場 1-5-25 深川ギャザリアタワー S 棟 3 F
鈴木クリニック※	木場 2-19-2 H・R・Hビル 3 F
藤川クリニック※	木場 5-3-7 東寿会ビル 6 F
木場病院	木場 5-8-7
大江戸江東クリニック※	木場 6-4-16 パウムプラッツ 201
浅川医院	木場 6-9-8
とのうち耳鼻科クリニック	東陽 2-3-1 イトーピア東陽町マンション 2 F
タウンセンタークリニック	東陽 2-3-16-116
服部医院	東陽 3-1-7
木場よしの消化器クリニック※	東陽 3-3-9 メディカルモール木場 3F
第二服部医院	東陽 3-5-5
永田医院	東陽 3-18-4
大陽ビルクリニック	東陽 3-23-6 大陽ビル 102
までのこうじクリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル 2 F
東陽パークサイドクリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル 4 F
杉本整形外科クリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル 6 F
さくらハートクリニック	東陽 4-5-15 東陽町サンキビル 3 F
みつ葉クリニック	東陽 4-6-1 三共商会ビル 6 F
森崎医院	東陽 4-10-2 AYG 1F
東京イースト 21 クリニック	東陽 6-3-2 イースト 21 モール 2 F
いいじまホームクリニック※	亀戸 1-13-12-703

清湘会記念病院※	亀戸 2-17-24
亀戸駅前いそむらクリニック	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 6 F
イースト血液内科クリニック※	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 5 F 南
かめいど腎臓内科クリニック※	亀戸 2-25-14 京阪亀戸ビル 3 F
亀戸内科クリニック	亀戸 2-26-8 風月堂ビル 1 F
吉村内科	亀戸 2-42-7
わらび内科・ペインクリニック	亀戸 3-2-13
アクアメディカルクリニック	亀戸 3-14-4
天神通りクリニック	亀戸 3-46-2 キャッスルプラザ亀戸 1 0 1
河野外科	亀戸 4-17-8
水神クリニック	亀戸 4-18-4 亀戸メディカルビル 3・4 F
亀戸駅前クリニック	亀戸 5-1-6 マークス亀戸 1 0 1
亀戸耳鼻咽喉科・アレルギー科	亀戸 5-3-2 サンタモニカ亀戸 2 F
しおかぜクリニック	亀戸 6-2-3 田辺ビル 4 F
クリニックコスモス※	亀戸 6-2-3 田辺ビル 5 F
五の橋こどもクリニック	亀戸 6-14-3
くらしヶアクリニック城東	亀戸 6-28-2 ドゥーエ亀戸 1 F
亀戸水神森クリニック	亀戸 6-57-20 亀戸東口駅前ビル 2 F
ひらの亀戸ひまわり診療所	亀戸 7-10-1 Zビル 2 F
豊島医院※	亀戸 8-8-8
東京城東病院※	亀戸 9-13-1
わかたけクリニック	亀戸 9-34-1-136

そえだクリニック	大島 1-1-5 デイカビル・トクローパー橋 2 F
水谷皮膚科クリニック	大島 1-1-5 VIP 大島 2 F
ルピナスこどもクリニック	大島 1-2-2 ザ・ガーデンタワーズサンセットタワー102
スマイルクリニック西大島	大島 1-29-4 アルテシモコルソ 101
こはる在宅クリニック※	大島 1-30-4 L-TOWER1F
小野内科診療所※	大島 1-33-15 小野ビル 1 F
江東診療所※	大島 1-36-5 江東ビル 2 F
五の橋タワークリニック	大島 2-33-10 プラウドタワー亀戸 1 F
西大島駅と亀戸駅の間のいわぶち内科と泌尿器科のクリニック	大島 3-4-3 タワーレジデンス西大島 2 F
林内科クリニック※	大島 3-14-17 江口ビル 302
小林クリニック	大島 4-1-6-105
藤川内科・呼吸器内科クリニック	大島 4-6-21 西大島ビューハイツ 101
大島医院※	大島 4-8-14
まつもとメディカルクリニック	大島 5-7-5 ヤマキビル大島 4 F
江東病院附属在宅診療所※	大島 5-7-5 ヤマキビル大島 5 F
稲見内科医院※	大島 5-8-1
大島耳鼻咽喉科・アレルギー科	大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 4 F
いのうえ整形外科※	大島 5-32-5
びやじま内科医院・大島駅前※	大島 5-36-7 白石ビル 2 F
小林整形外科医院※	大島 5-46-4 小林ビル 2 F
永岡クリニック	大島 5-51-10-101
こどもみらい大島クリニック	大島 6-1-4-102

江東病院※	大島 6-8-5
宮方クリニック	大島 6-9-11
ビーハッピークリニック	大島 7-1-18 1 F
中の橋クリニック	大島 7-7-1
星医院※	大島 7-36-4
あかねクリニック	大島 7-38-15
大島小児科医院	大島 8-5-2 N&Hビル
三上医院	大島 8-23-6
東大島メディカルクリニック	大島 8-42-7 サンピアット東大島 2 F
笠井小児クリニック	大島 9-5-1 コアシティ東大島 103
さがみ外科胃腸科クリニック	大島 9-5-1 コアシティ東大島 106
岩井橋クリニック※	北砂 1-5-20 東陽町ダイヤモンドパレス 1 F
寿康会病院	北砂 2-1-22
荒木医院	北砂 2-14-17
江東リハビリテーション病院※	北砂 2-15-15
協和メディカルクリニック	北砂 2-15-40
アリオ北砂内科・小児科※	北砂 2-17-1 アリオ北砂 3 F
南塚内科医院※	北砂 4-24-11
柳沢ファミリークリニック※	北砂 5-14-3 1 F
北原診療所	北砂 5-16-1
たち内科小児科クリニック	北砂 5-20-8
おおぞら太陽クリニック	北砂 6-1-4

サワイメディカルクリニック※	北砂 6-27-17
神原医院	北砂 7-3-17
赤羽根医院	東砂 2-11-27
ソライロ在宅クリニック※	東砂 3-25-3
鎌上医院※	東砂 4-9-2
愛和病院※	東砂 4-20-2
田尻整形外科※	東砂 4-22-1
みやたけクリニック	東砂 4-23-6
葛西橋診療所※	東砂 5-3-4
砂町診療所	東砂 5-12-20
永岡医院	東砂 6-7-5
わたなべ内科胃腸科	東砂 7-19-13 ベルコモン南砂 102
順天堂東京江東高齢者医療センター	新砂 3-3-20
東京都立東部療育センター※	新砂 3-3-25
南砂町駅前おおさわクリニック	新砂 3-3-53 アルカナール南砂 2 F
南砂町おだやかクリニック	新砂 3-4-31 南砂町ショッピングセンタ ーSUNAMO 4 F
鈴木医院	南砂 1-9-9
藤崎病院※	南砂 1-25-11
南砂メディカルクリニック	南砂 2-3-19
おくむら医院※	南砂 2-6-3 サンライズ東陽 2 F
東陽町南砂みやけ内科※	南砂 2-32-5 センタービレッジ南砂 2 F
かぶき内科	南砂 3-8-10

山之内医院	南砂 6-1-9
中澤医院※	南砂 6-8-14
柳瀬クリニック※	南砂 7-1-25 南砂公園ガーデニア 206
城東南砂医院※	南砂 7-1-25 南砂公園ガーデニア 209
寿康会診療所	南砂 7-13-5

◎江東区告示第 3 6 5 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 6 年 1 0 月 2 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 3 6 6 号

介護保険法第 7 9 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 1 0 月 3 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 7 1 4 9
- 2 事業所の名称及び所在地
アミカルケア
東京都江東区冬木 4 - 1 7 堀冬木ビル 2 0
2
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社サンライフ
東京都江東区東陽 5 - 5 - 2
代表取締役 上月 伸一
- 4 指定年月日
令和 6 年 1 0 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 3 6 7 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 8 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第 3 0 条の 1 1 第 1 項の確認を行ったので、法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 6 年 1 0 月 3 日

江東区長 大久保 朋 果

記

施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
江東区古石場児童館	東京都江東区古石場 1 - 1 1 - 1 1	令和 5 年 7 月 1 日	一時預かり事業
江東区東砂児童館	東京都江東区東砂 7 - 1 5 - 3	令和 6 年 7 月 1 日	一時預かり事業

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第14号

下記により、令和6年第4回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和6年9月13日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和6年9月18日(水)
午前10時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
日程第1 議案第34号 江東区立学校の
管理運営に関する規則の一部を
改正する規則
- 4 報告事項

- (1) 教育に関する意識調査の実施について ほか

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を、別紙のとおり公表する。

令和6年9月6日

江東区監査委員 松 土 英 男

同 藏 田 朝 彦

同 やしきだ 綾香

同 河 野 清 史

[別紙省略]

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 6 年第 3 回定例会）

9 月 1 9 日から開会した令和 6 年第 3 回江東区
議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

議案第 8 3 号 令和 6 年度江東区一般会計補
正予算（第 3 号）

（9 月 2 6 日原案可決）

2 報告（区長提出）

報告第 4 号 令和 5 年度決算に基づく江東区
健全化判断比率について

（9 月 1 9 日報告）

3 その他の議決事項等

令和 5 年度決算審査特別委員会の設置及び委
員の選任

令和 6 年度予算審査特別委員会の設置及び委
員の選任

（以上 9 月 1 9 日設置及び選任）